

児童手当制度のご案内 (令和6年10月分から新制度に)

POINT①

対象児童の年齢拡大（高校3年生相当年齢まで）



支給対象児童の年齢は、中学生までから高校生3年生相当年齢まで拡充されました。

POINT②

第3子以降の支給額増（第3子以降3万円）



第3子以降の多子加算カウント方法は、22歳年度末までの子で受給資格者に経済的負担がある場合には、カウントが可能となり、第3子以降は月額3万円(多子加算)となります。第3子以降の多子加算カウント方法は裏面もご覧ください。

【支給月額】

- 3歳未満:1万5千円(第3子以降は3万円)
- 3歳～高校生相当年齢:1万円(第3子以降は3万円)

POINT③

所得制限なし



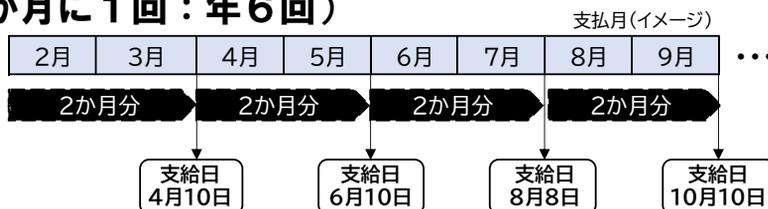
支給要件のうち、所得制限が撤廃され、所得に関係なく支給されます。

POINT④

支払月の変更（2か月に1回：年6回）



児童手当の支給回数が年6回となり、2か月に1回支給されます。



申請が必要です。

詳細は、市ホームページをご確認下さい!



(市HP)

申請手続き確認フローチャート

児童を養育している方が父と母の場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

公務員の方は、勤務先にお問合せ下さい！

いいえ

所得の高い方の住所は松戸市外ですか？

はい

所得の高い方の住所地にお問合せ下さい！

いいえ

児童手当対象者に兄弟(H15.4.2生まれ～H19.4.1生まれ)がいて、その人を含めた子どもの数が3人以上になりますか？

はい

申請必要

- 認定請求書
- 監護相当・生計費確認書

いいえ

申請必要

- 認定請求書

注意事項

- 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。ただし、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても、異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受給できなくなりますので、ご注意下さい。
- 児童手当は、戸籍住民票等に異動が生じた場合、原則、15日以内に届出が必要です。
- 所得更正(過年度分含む)により旧制度分の支給区分が変更となった場合、返還金が発生する場合があります。

